

調整結果報告第3号

第11回協議会[平成16年7月28日]

(報告済)

【協定第8号】

農業委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員の定数及び任期の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年7月28日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜 多 輝 昭

記

協 定 項 目	農業委員の定数及び任期の取扱い
調 整 の 内 容	1. 農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き在任する。 2. 農業委員会の選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律第7条第1項及び同法施行令第2条の2の規定に基づき30人とする。
上 記 内 容 の 調 整 結 果	別紙のとおりとする。

農業委員会の委員の定数等の取扱い

(1) 現在の状況

	白石町	福富町	有明町	合計
1. 農地面積 (H14.4.1現在)	2,908ha	1,400ha	1,882ha	6,190ha
2. 農家戸数 (H14.4.1現在)	1,614戸	746戸	1,118戸	3,478戸
3. 定数	①選挙委員 16人 ②選任委員 6人 (議会推薦4人、農協推薦1人、 農業共済推薦1人)	①選挙委員 10人 ②選任委員 7人 (議会推薦5人、農協推薦1人、 農業共済推薦1人)	①選挙委員 14人 ②選任委員 7人 (議会推薦5人、農協推薦1人、 農業共済推薦1人)	①選挙委員 40人 ②選任委員 20人 (議会推薦14人、農協推薦3人、 農業共済推薦3人)
4. 任期	平成13年 4月 1日から 平成16年 3月31日まで	平成14年 7月20日から 平成17年 7月19日まで	平成13年 4月30日から 平成16年 4月29日まで	

(2) 選挙による委員について

○ 選挙区について

農業委員会等に関する法律施行令における選挙区単位の要件

設けられるすべての選挙区において、農地面積が500ヘクタール以上、または基準農業者数が600以上

地域に密着した農業委員の活動を推進する立場から、合併当初は地区担当制を視野に入れ、現町を1選挙区とした選挙区を設けることとします。

○ 選挙区の定数について

農業委員会等に関する法律における選挙区定数の考え方

各選挙区において選挙すべき農業委員の定数は、概ね選挙人の数に比例して、条例で定める。

○ 選挙区及び定数案

選挙区	委員定数	選挙人		
		人数	割合	定数比率
第1選挙区	7人	2,167	24.8	7.45人
第2選挙区	14人	4,109	47.1	14.13人
第3選挙区	9人	2,447	28.1	8.42人
計	30人	8,723	100	30人

農業委員会等に関する法律（抜粋）

(選挙の単位)

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

農業委員会等に関する法律施行令（抜粋）

(選挙区の基準)

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。